

## 「ふくしま感染防止対策認定店制度」等普及活動について

県は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、「ふくしま感染防止対策認定店制度」を創設しており、現在、県全域の飲食店に対し、制度普及の巡回活動を実施している。また、本市においては、当該認定制度の認定を受けた飲食店に応援金を交付する事業の受付を7月5日から開始する。

これらを踏まえて、本市においては、7月6日から14日の期間（予定）で、本制度を申請していない飲食店を訪問し、制度の普及活動を行う。

### 1 予定日時等

- ・7月6日（火）～ 7月7日（水）まで 18:30～20:30
- ・7月8日（木）～ 7月14日（水）まで 14:00～17:00（予定）※土日除く

### 2 場 所

「ふくしま感染防止対策認定店」に申請していない市内の飲食店

### 3 体 制

月 日	予定実施地区名	動員人数 【市】
7月6日（火）	大町、駅前	8名 (総務部4、産業観光部4)
7月7日（水）	大町、駅前、朝日	8名 (総務部4、産業観光部4)
7月8日（木）	上記を除く地区	8名
7月9日（金）		8名
7月12日（月）		6名
7月13日（火）		4名
7月14日（水）		4名
計		46名

※県職員（1名）と市職員（1名）が2名1班で実施

### 4 各部への協力依頼

- ・7月8日（木）から14日（水）の巡回活動

※各部の配置等については、庁議後メールでお知らせします。

# 「ふくしま感染防止対策認定店」のお知らせ

これまで、業種別ガイドラインに従い感染防止対策を実施している店舗に「**感染防止対策ステッカー**」を配付する事業を進めてきましたが、飲食店での感染防止対策の実効性をさらに高めるとともに、利用客への情報発信を強化するため、現地調査で適切な対策の実施が確認された施設に対し、「認定ステッカー」を追加で交付する事業を開始しました。

感染防止対策取組ステッカー交付

認定ステッカー交付

【Step1】  
まずはチェックリストで自己点検



【Step2】  
書面審査で合格



【Step3】  
現地調査で合格



## 認定店ステッカー交付までの流れ

- ①セルフチェックリストをまだ提出していない店舗 → 【Step1】から
- ②感染防止対策ステッカーが既に配布され、現地調査がまだの店舗 → 【Step3】から
- ③感染防止対策ステッカーが既に配布され、現地調査が終了している店舗 → 【Step4】から

### 【Step1】セルフチェックリストで感染防止対策の自己点検

セルフチェックリストは、【Step2】の提出窓口で入手するか、以下のアドレスからダウンロードしてください。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21045e/shokuhin-sticker.html>

QRコードはこちら→



### 【Step2】セルフチェックリストの提出(以下のいずれかの方法で申し込んでください)

- ①窓口への提出；書面審査に合格すれば、**感染防止対策ステッカー**が即日で交付されます。

提出窓口	所在地	電話番号
福島県北食品衛生協会	福島市御山町8-30(県北保健所内)	024-531-1328
	福島市森合町10-1(福島市保健所内)	024-573-5088
郡山食品衛生協会	郡山市朝日2丁目15-1(郡山市保健所内)	024-935-2918
県中食品衛生協会	須賀川市旭町153-1(県中保健所内)	0248-75-4128
県南食品衛生協会	白河市郭内127(県南保健所内)	0248-23-6789
会津食品環境衛生協会	会津若松市城東町5-12(会津保健所内)	0242-28-6121
南会津公衆衛生協会	南会津郡南会津町田島字天道沢甲2542-2(南会津保健所内)	0241-63-0308
相馬地区食品衛生協会	南相馬市原町区錦町1丁目30(相双保健所内)	0244-24-3224
いわき食品衛生協会	いわき市内郷高坂町四方木田191(いわき市保健所内)	0246-27-8605

- ②郵送；書面審査で問題なければ、概ね1ヶ月後に**感染防止対策ステッカー**が交付されます。

【郵送先】〒960-8043 福島市中町7-17 ふくしま中町会館6階 (公社)福島県食品衛生協会 宛て

- ③ふくしまHACCPアプリ

審査で問題がなければ、概ね1ヶ月後に**感染防止対策ステッカー**が交付されます。

- 「計画する」から「新型コロナウイルス感染防止対策」に関する管理計画を作成してください。
- 現時点で実施していない項目の✓は外して構いませんが、「必須項目」の✓は外せません。
- 全ての項目の「未」のマークが「済」になると、ホーム画面に**感染防止対策ステッカー**申込画面が現れますので、申し込んでください。

## 【Step3】 現地調査

県又は県が委託する事業者で構成される「**ふくしま感染防止対策認定店事務局**」が現地調査を実施します。現地調査は事前にお電話又はハガキ等で事前連絡を行い、日程を調整してから実施します。

### (1)「ふくしま感染防止対策認定店事務局」の構成員

①福島県、②公益社団法人福島県食品衛生協会、③その他、県が委託した事業者

### (2)現地調査時の確認事項

- ①提出されたセルフチェックリストに従った感染防止対策が実施されていること
- ②以下の3つの重点確認項目が具体的に実施されていること

#### ①十分な換気

##### A 換気扇で換気する場合

- 1人あたりの換気量を**毎時30m<sup>3</sup>以上**確保  
※換気扇の換気量は、取扱説明書やインターネットで確認出来ます。

##### B 窓の開放により換気する場合

- 30分に1回、5分程度**又は**常時換気**
- 2方向の窓を全開**(窓が一つの場合はドアを開ける)

○店舗がビル管理法の対象構造物の中にある場合は、法に基づく基準が満たされていることをビル管理者等に問い合わせ確認してください。

#### ②利用客への感染防止対策の要請

「入店時の呼びかけ」や「ポスター等の店内掲示」により、利用客へ以下の対策への協力を求める。



マスクの着用



体調不良者の入店お断り



手洗い・手指衛生の徹底



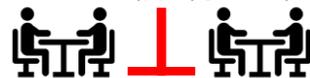
会話は控えめに

#### ③客席のレイアウト

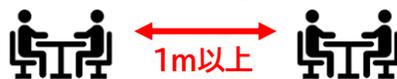
##### A ボックス席の場合

- ✓ 相席は回避してください

①パーティション(目の高さ以上)を設置



②客席を削減し、間隔を1m以上確保



##### B カウンター席の場合

①パーティション(目の高さ以上)を設置



②1m以上の間隔を確保



## 【Step4】 認定に向けた意思確認

現地調査で適切な感染防止対策が実施されていることが確認された店舗には、後日「ふくしま感染防止対策認定店事務局」から、認定店の登録にあたっての最終の意思確認を行います。事務局から送付された「認定申込書」に必要事項を記載し、返送してください。

## 【Step5】 ふくしま感染防止対策認定店への登録と認定ステッカーの交付

提出された「認定申込書」の必要事項が全て記載されていることが確認された店舗は、「ふくしま感染防止対策認定店」に登録され、認定ステッカーが交付されます。また、認定店の一覧をホームページ等で公開します。

### 認定ステッカー使用にあたっての注意事項

認定ステッカーの交付施設は、次の条件に同意したものとみなし、遵守されていないことが確認された場合、ステッカーの利用を禁止し、その旨を公表することがあります。

- 1 継続的に感染防止対策を実施すること
- 2 「ふくしま感染防止対策認定店事務局」が実施する施設の現地調査に協力すること
- 3 ステッカーを第三者に貸与・譲渡・販売、又は複製・加工・編集・改ざんしないこと

#### <プライバシーポリシー>

福島県は、本事業で収集した情報について次のとおり取り扱います。ただし、法令の規定に基づき司法機関又は他の行政機関から提供の申出があった場合は、この限りではありません。

- (1) 申込者の登録情報は、感染症拡大防止を目的として使用し、他の目的には一切使用しません。
- (2) 提出されたチェックリストの内容や店舗名、所在地の情報については、ホームページ等で公表することがあります。
- (3) 申込者の情報は、福島県並びにサービス及びコンテンツ提供者が善良なる管理者の注意義務をもって管理します。

「福島県飲食業等における新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン」

に基づく **セルフチェックリスト**

【店 舗 名】 \_\_\_\_\_

【施設所在地】 福島県

【連 絡 先】 Tel \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ 、 E-mail : \_\_\_\_\_

## 【記入上の注意点】

(1) 新型コロナウイルス感染症対策として実施している項目に  を記入してください。

(2) 「●」の項目は1つ以上の内容を実施することとし、「▲」の項目は該当する場合のみ実施してください。

**1 三密（密閉、密集、密接）解消対策について**

項 目	実施している	該当しない
①入店人数を制限し、密集を回避している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②客待ちや会計時に、人との間隔（最低1m）を確保している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③十分に換気している	<input type="checkbox"/>	
●④客席の工夫		
・客席数を削減している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・客席間にパーティション（正面及び横面）を設置している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・客席の真正面の配置を避けるようにしている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑤他のグループとの相席を回避し、グループ間の間隔（最低1m）を確保するようにしている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

**2 施設設備等の対策について**

項 目	実施している	該当しない
①手洗設備を適正に管理している（共有タオルの使用は避け、手洗い洗剤、ペーパータオル等を使用）	<input type="checkbox"/>	
②店内清掃を徹底し、手がよく触れる箇所を消毒している		
・定期的に；ドアノブ、蛇口、券売機など	<input type="checkbox"/>	
・客の入れ替わる都度；テーブル、イス、メニュー、マイクなど	<input type="checkbox"/>	
③トイレ（手がよく触れる箇所を含む）の洗浄消毒を徹底している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④食品残渣、鼻水唾液等のゴミ処理は手袋等を着用して行っている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑤釣り銭トレーの使用やキャッシュレス決済により、現金の直接のやり取りを避けるようにしている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
▲⑥対面カウンターはアクリル板、ビニールカーテン等により遮蔽している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

▲⑦【ビュッフェ形式の場合】食品を保護するカバーを設け、飛沫汚染を防止し、トングなど器具を定期的に洗浄消毒している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
▲⑧【テイクアウトを行う場合】事前に管轄保健所に相談し、必要な対策を実施している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

### 3 利用者への対策について

項目	実施項目	該当しない
●①感染防止対策を利用者に要請している		
・マスクの着用	<input type="checkbox"/>	/
・発熱、咳、咽頭痛等の症状がある場合は入店を断る	<input type="checkbox"/>	
・入店時の手指の消毒又は手洗い	<input type="checkbox"/>	
・大声での会話を控える	<input type="checkbox"/>	
▲②利用者の連絡先を把握している	<input type="checkbox"/>	

### 4 従業員の対策について

項目	実施項目	該当しない
①体調不良者、感染者及び濃厚接触者は就業を制限している	<input type="checkbox"/>	/
②マスクを着用している（休憩時間中を含む）	<input type="checkbox"/>	
③更衣室、休憩室は換気し、シフト調整により三密を防止している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④作業着等はこまめに洗濯している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

### 5 宿泊施設における対策について（該当する場合のみ）

項目	実施項目	該当しない
①ゆとりのある宿泊人数とし、密集を回避している	<input type="checkbox"/>	/
②ホールや宴会場、会議室等での三密を防止している。（人数制限、座席間にパーティションを設置、最低1mの間隔の確保）	<input type="checkbox"/>	
③利用時間帯を分けるなど大浴場での混雑を回避している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④感染が疑われる宿泊者が発生した場合の対応を定めている ・専用の部屋を予め用意し、他の宿泊者から隔離する ・宿泊施設専用緊急相談ダイヤルの番号を確認しておく ・対応する従業員を予め決めておく など	<input type="checkbox"/>	/

感染防止対策ガイドラインを遵守し、上記の取組みを継続して実施します。

令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

店舗責任者氏名（自署又は記名・押印） \_\_\_\_\_ 印

提出されたセルフチェックリストの内容・店舗名・施設所在地は福島県のホームページ等で公表することがあります。

## 郡山市ふくしま感染防止対策認定店応援金

### 補助事業内容

コロナ禍における市内事業者の事業のサステナブル（継続）と、ニューノーマル（新常态）を支援し、福島県が実施する「ふくしま感染防止対策認定店制度」の認定を受けた飲食店などに応援金を交付します。

### 補助対象者・補助額

#### 《補助対象者》

「ふくしま感染防止対策認定店」制度運営要綱に基づき、認定ステッカーの交付を受けた認定店のうち、次の要件をすべて満たす者

- ① 申請時において営業している者で、引き続き、ふくしま感染防止対策認定店として1年以上営業する意思のある者
- ② 市税等を滞納していない者
- ③ 郡山市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団関係者に該当していない者

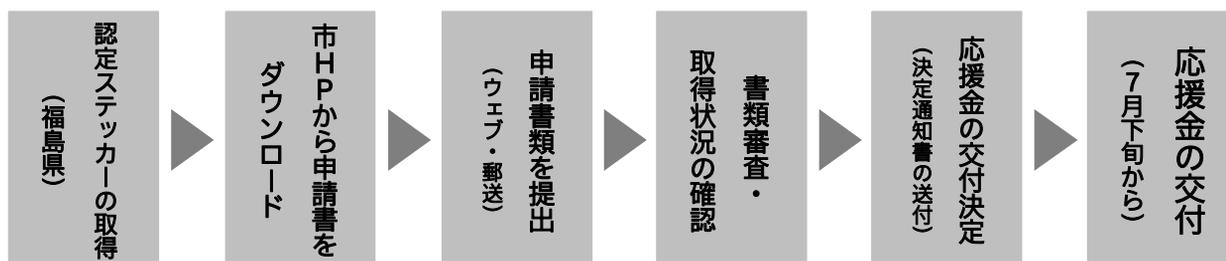
#### 《補助額等》

認定ステッカー交付1件当たり10万円

#### 《申請期間》

令和3年7月5日から令和4年1月31日まで

#### 《交付までの流れ》



## 認定ステッカー取得までの流れ



- ①セルフチェックリストをまだ提出していない店舗 → 【Step1から】
- ②感染防止対策ステッカーが既に配布され、現地調査がまだの店舗 → 【Step3から】  
→現地調査については、福島県において事前に日程調整の上順次実施します。
- ③感染防止対策ステッカーが既に配布され、現地調査が終了している店舗  
→「ふくしま感染防止対策認定店事務局」（福島県）より送付された「認定申込書」に記載の上、送付してください。

## 申請方法

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、市役所への来庁を極力控え、オンライン申請または郵送で申請くださるようお願いいたします。

※申請書類及び申請に必要な書類等は、市ウェブサイトでご確認ください。

《オンライン申請》

<https://www.task-asp.net/cu/eg/lar072036.task?app=202100239>

《郵送申請》

〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号 郡山市観光課 行

《申請期限》

令和4年1月31日まで

※予算額に達した場合は、申請受付を終了する場合がございます。

詳細については、郡山市公式ウェブサイトをご確認ください。

郡山市 新型コロナ 事業者支援



問い合わせ先：郡山市中小企業等応援プロジェクト  
フリーダイヤル：0800-800-5363（平日8：30～17：15）



郡山市産業政策課LINE公式アカウント配信中!!

- 中小企業・小規模企業者向けの情報に特化
- SNS (LINE) によるタイムリーな情報発信
- 新型コロナウイルス感染症関連の情報発信

LINEの友だち追加から  
ID検索【@881zlyyl】  
またはQRコードで登録  
お願いします！



## ニューノーマル対応支援補助金

### 補助事業内容

新型コロナウイルス感染症の予防対策のため、新しい生活様式に対応した業種別ガイドラインなどに基づく対策やテイクアウト等のウィズコロナに対応した事業変革への費用を支援し、事業者の事業継続を応援します。

### 補助対象者・補助額

#### 《補助対象者》

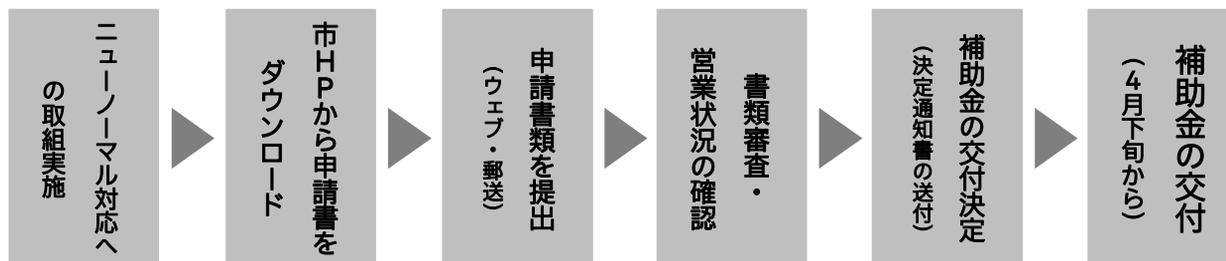
- ① 市内に事業所がある宿泊業、飲食業、小売業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業又は娯楽業を営む事業者
  - ※ 対象となる詳しい業種は市ホームページを参照してください。
  - ※ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律に基づく店舗型風俗特殊営業及びそれらに類似する業種を営む事業者を除く。
- ② 資本金または出資金が10億円未満の事業者
- ③ 市税等を滞納していない事業者
- ④ 郡山市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団関係者に該当していない事業者

#### 《補助額等》

対象業種	1事業所当たりの収容人員（※）	1事業所当たりの補助上限額	補助率
飲食業	100人以上 50人以上100人未満 50人未満	30万円 20万円 10万円	
	小売業、洗濯・理容・美容・浴場業、 その他の生活関連サービス業、娯楽業	10万円	

※収容人数は、消防法施行令第1条の2第4項の総務省令に定める算定方法による

#### 《交付までの流れ》



## 補助対象期間・対象経費

### ■ 補助対象期間

令和3年1月1日から令和3年12月31日まで

### ■ 対象経費の例



他に、手洗い用品・マスク・飛沫防止用パーテーション・空気清浄機 等

※消費税及び地方消費税額並びに他の補助金の交付の対象となる経費については補助対象外

## 申請方法

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、市役所への来庁を極力控え、オンライン申請または郵送で申請くださるようお願いいたします。

※申請書類及び申請に必要な書類等は、市ウェブサイトでご確認ください。

### 《オンライン申請》

<https://www.task-asp.net/cu/eg/lar072036.task?app=202100098>

### 《郵送申請》

〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号 郡山市観光課 行

### 《申請期限》

令和4年1月31日（月）まで

※予算額に達した場合は、申請受付を終了する場合がございます。

詳細については、郡山市公式ウェブサイトをご確認ください。

🔍 郡山市 新型コロナ 事業者支援



問い合わせ先：郡山市中小企業等応援プロジェクト

フリーダイヤル：0800-800-5363（平日8：30～17：15）



郡山市産業政策課LINE公式アカウント配信中!!

- 中小企業・小規模企業者向けの情報に特化
- SNS (LINE) によるタイムリーな情報発信
- 新型コロナウイルス感染症関連の情報発信

LINEの友だち追加から  
ID検索【@881zlyyl】  
またはQRコードで登録  
お願いします!

